

## 板橋区子ども・子育て会議 会議概要及び議事要旨

### ■会議概要

会議名	令和5年度 第2回 板橋区子ども・子育て会議
開催日時	令和5年12月13日（水） 15時から16時半
開催場所	区役所南館4階 災害対策室
出席者	28人 委員 野澤会長 吉田副会長 吉野委員 三枝委員 白鳥委員 遠藤委員 安彦委員 宮澤委員 古村委員 島田委員 下竹委員 内山委員 北委員 梅村委員 宮崎委員 区側出席者 子ども家庭部長 子ども家庭総合支援センター所長 教育委員会事務局次長 地域教育力担当部長 健康推進課長 障がい政策課長 子ども政策課長 保育運営課長 保育サービス課長 子育て支援課長 支援課長 学務課長 地域教育力推進課長
会議の公開 (傍聴)	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0人
議題	【報告事項】 (1) 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（速報報告） (2) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う「こども家庭センター機能」等について
配付資料	資料1 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（速報報告） 資料2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う「こども家庭センター機能」等について 参考資料 板橋区子ども・子育て会議条例 参考資料 委員名簿
所管課	子ども家庭部 子ども政策課 計画調整係 （電話3579-2471）

## ■議事要旨

### 【報告事項】

#### (1) 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（速報報告）

(委員の意見等)

回収率が約3割と高くない。前回と今回の回収方法の違いと回収率の違いについて教えていただきたい。平日の通常利用する教育保育事業の項目で定員充足率が分かれば、利用者が決める判断材料になると思う。

(区からの回答)

前回調査の回収率は55.8%であった。前回調査はオンラインと書面の両方で実施したが、今回の調査はオンラインのみで実施した。回収数は前回は1647件に対し、今回は1708件と回収数については前回と同水準であった。回収率を上げていくことは、今後の課題と認識している。今回の結果を分析の上、次回に活かしていきたい。定員充足率については次回に向け、調査できるよう検討していきたい。

(委員の意見等)

調査の対象者の学年を絞ったのかを確認したい。今回の調査は、子供の声を引き出し、受けとめていく、とても重要なきっかけだと思っている。

(区からの回答)

小学校1年生から6年生を対象に、無作為抽出を行った。子どもの意見を聞くための、設問の立て方など試行錯誤しながら、次回に活かしていきたい。

(委員の意見等)

調査対象を地域やエリアごとで分けているのかお聞きしたい。例えば成増、赤塚、徳丸、大山など住んでいる地域で回答が変わると思う。クロス分析もあった方が良かった。

(区からの回答)

無作為抽出を行っており、地域やエリアごとで分けていない。地域ごとの特性を踏まえることは、今後政策を検討する上で、重要であると認識している。クロス集計は可能な範囲で行ってきたい。

(委員の意見等)

虐待への意識というところで、就学前児童・小学生児童の保護者の、4分の1ぐらいは虐待をしたと思ったことがあるとあるが、子ども家庭総合支援センターは、この結果についてどう受けとめたのか知りたい。また、小学生のアンケートの設問が少ないと感じた。

(区からの回答)

子供家庭総合支援センターでは、虐待通告相談等で対応している。虐待の認識については、従来子育ての一環として考えられていた、叩く、大きな声でしかる等のしつけが、子どもの虐待と認識されるようになったことが要因であると考えている。

(区からの回答)

設問を増やしすぎると回答率が下がる懸念があった。今後回答率を上げていくということと回答しやすい設問作りなど、研究しながら次回につなげていきたい。

(委員の意見等)

小学生のアンケートについて、自分の意見を表現できない子どもたちの意見を言う権利を、守っていただけるような仕組みを作っていただけるとありがたい。

(区からの回答)

職員が小学校に出向いて対面で子どもたちの話を聞く機会を設けている。来年度も対面で話を聞く機会を設けたいと考えている。その中で自分の意見をうまく表現することが難しい子どもたちの話を聞いていきたい。

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う「こども家庭センター機能」等について

(委員の意見等)

教育委員会事務局の機能が入っていないのが気になった。教育委員会がどう子供家庭センター機能に関わっていくのかお聞きしたい。

(区からの回答)

子育て支援については子供家庭総合支援センター全体で受付をしている。子育て支援にあたっては、教育委員会はもとより、様々な関係機関と連携をしながら支援を行っている。

(委員の意見等)

板橋区は、今まで児童相談所機能と子ども家庭総合支援拠点を一体的にとらえて、健康福祉センターと連携していたが、国と板橋区の考え方の違いを教えていただきたい。

(区からの回答)

国の考えでは、基礎自治体に児童相談所があることは想定していない。板橋区の特色として、児童相談所を東京都ではなく、子ども家庭総合支援センターで行っている。現状でも、各健康福祉センターと連携協力を行っている。実態として大きく変わるわけではないが、今後は連携協力の頻度や、センター長を定めてその指揮命令権を明確にするなど、機動力を高めていくことを目指していく。具体的な仕組みについては検討しているところである。